

平成30年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成30年12月26日（水）

【開会】 13時30分

【閉会】 14時00分

【場所】 高津市民館 視聴覚室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

委員 高橋 美里

委員 岡田 弘

【出席職員】

教育次長 小椋 信也

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 野本 宏一

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 森 有作

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

文化財課長 服部 隆博

文化財課担当係長 栗田 一生

指導課担当課長 小林 勝弘

指導課指導主事 吉澤 晋

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 小原 良

委員 中村 香

(13時30分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、13時30分から14時00分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

10月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのようにいたします。

4 傍聴（傍聴者 1名）

【渡邊教育長】

次に、傍聴でございますが、本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可します

5 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 2は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、報告事項No. 3及び議案第55号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これら案件を非公開とすることによってよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、議案第55号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【渡邊教育長】

次に署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

小原委員と中村委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 国史跡橘樹官衙遺跡群の史跡追加指定について

【渡邊教育長】

それではまず、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 国史跡橘樹官衙遺跡群の史跡追加指定について」でございます。説明を文化財課長をお願いいたします。

【服部文化財課長】

それでは、「報告事項No. 1 国史跡橘樹官衙遺跡群の史跡追加指定について」御説明いたします。

表紙をおめくりください。資料1ページをごらんください。はじめに、「1 国史跡橘樹官衙遺跡群の概要」でございますが、橘樹官衙遺跡群は、高津区千年及び宮前区野川に所在する古代橘樹郡の役所跡と古代寺院跡からなる遺跡で、7世紀から10世紀の地方官衙の実態とその推移を知る上で重要であるとして、平成27年3月10日に本市初の史跡に指定されたものでございます。

次に、「2 史跡追加指定の経緯」でございますが、史跡指定後、史跡の将来にわたる保存整備・活用を図るための基本方針といたしまして、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」を本年2月13日に策定したところでございます。この保存活用計画策定に向けた検討を進める中で、史跡が所在する高津区千年及び宮前区野川の土地所有者等に市としての考え方を説明したところ、史跡への追加指定についての同意を得ることができましたことから、本年7月26日付けで文化庁に意見具申を行い、11月16日に国の文化審議会から史跡追加指定の答申を受けたものでございます。

次に、「3 史跡追加指定の概要」でございますが、今回の追加指定面積は1,405.00平方メートルでございますが、指定面積の合計は1万6,525.08平方メートルになります。

2枚おめくりいただき、3ページをごらんください。橘樹官衙遺跡群の範囲を示した図でございます。青色で囲んでいる部分が、これまで指定を受けている範囲で、赤色で囲んでいる部分が、今回追加指定の答申を受けた範囲でございます。

また、1ページおめくりいただき、4ページの写真をごらんください。今回答申を受けた史跡追加指定地にて確認調査を行った際に発見された須恵器の皿と正倉跡が出土した様子でございます。

それでは、2ページにお戻りください。「4 史跡追加指定のスケジュール」でございますが、今回答申を受けた史跡追加指定地につきましては、平成31年春頃の官報告示にて、正式に追加指定となる予定でございます。

最後に、「5 史跡追加指定跡の予定」でございますが、追加指定跡は、史跡めぐりツアーや発掘調査現地見学会などの追加指定記念事業を実施するとともに、国庫補助を活用した史跡指定地の公有地化や橘樹官衙遺跡群の詳細な内容を把握するための発掘調査を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問などございましたら、お願いいたします。岡田委員は初めての内容になるかと思いますが、いかがでしょうか。

【岡田委員】

御説明いただいて、よくわかりましたので、またここに至るまで、さまざまな御苦勞があつて、これからも続くんだろうなというふうに思っていますが、とても大切なというか、貴重な国の宝になりますので、一層大事に、また教育上とっても大切なものになるかと思っておりますので、一層保存またはこれに関わる行事等も含めて、ぜひお願いしたいなと思っております。

【渡邊教育長】

他の委員さんはよろしいでしょうか。
前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

3 ページの地図で、青い部分が国史跡指定範囲で、これが1万5,120平方メートルということですが、黄色い部分との関係というのはどういうふうに見ればいいのかなど、理解すればいいのか教えていただけませんか。

【服部文化財課長】

こちらの黄色で塗ってありますが、橘樹官衙遺跡群の範囲ということでございまして、橘樹官衙遺跡群関係の遺構が広がっている遺跡としての範囲でございます。そのうち、この青い部分が国の史跡として指定をされている範囲ということでございますので、指定されているのは実際この青い部分だけでございますけれども、遺跡としてはこの黄色い範囲まで広がっていると考えられるものでございます。

【前田教育長職務代理者】

ということは、今後また赤い部分みたいなものが発見されれば、追加具申をして、また新たな部分が増えるというふうに考えられるということでしょうか。

【服部文化財課長】

おっしゃられますように、この黄色い範囲の中で、また今回のように重要な遺構の現存が発見された場合には、また土地所有者の同意を得て追加指定をしていくというふうにご検討のところでございます。

【前田教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【渡邊教育長】

よろしいですか。
小原委員、どうぞ。

【小原委員】

すみません、4 ページの写真で教えてほしいんですけど、正倉跡の写真があるんですけど、丸いのと四角いのと、これ基礎か何かの跡ですか。

【服部文化財課長】

この写真でいいますと、真ん中のところに四角い、これ一辺が大体1.5メートルぐらいの四角い穴になってございますが、これが縦に4つほど並んでおりまして、右側に2つ並んでおるん

でございますけれども、これが正倉の柱を埋ける穴でございます。

その真ん中に丸い円を描いておりますけれども、これはその柱そのものが建っていた場所というふうに示しておりますけれども、上のほうに4分の1ほど丸く円になっておりますところが、これが正倉跡よりも古い弥生時代の中頃の竪穴住居の跡でございます。これが重なっているというような状態でございます。

【小原委員】

横に走っている4本というか、幅のある線あるじゃないですか。これは何なんですか。

【服部文化財課長】

これは後世の耕作等による、多分かく乱だろうと。これは新しい時代のかく乱といいますか、ちょっと層が乱されてしまって、そういう場所。何か、うねのような状態で並行して入っています。

【小原委員】

基礎のレベルだったらこういうふうには跡はないはずですよ。

【服部文化財課長】

ここはもともと畑として使っておりました場所ですので、おそらくそういう深い作物を植えたときにちょっと深く掘られてしまったんじゃないかとは思いますが。

【小原委員】

わかりました、ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

それでは、ただいまの報告事項No.1ですが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は承認いたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、森庶務課長が説明した。

報告事項 No. 2 は承認された。

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

森庶務課長が説明した。

報告事項 No. 3 は承認された。

9 議事事項

議案第55号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員及び川崎市いじめ問題専門・調査委員の委嘱について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項に入ります。

「議案第55号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員及び川崎市いじめ問題専門・調査委員の委嘱について」でございます。説明を指導課担当課長にお願いいたします。

【小林指導課担当課長】

では、よろしくお願いたします。

それでは、「議案第55号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員及び川崎市いじめ問題専門・調査委員の委嘱について」、御説明させていただきます。

資料1のA3版の川崎市のいじめに対する防止対策・調査体制（フローチャート）をごらんください。こちらのフローチャートの右上にあります「1 川崎市いじめ防止対策連絡協議会」では、いじめ防止等に関する学校代表、教育委員会事務局、児童相談所、警察等が把握しているいじめの発生状況や対応などの情報を共有し、当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を協議する場となっております。各機関では、協議内容をいじめの防止対策に活用しております。

次に、「2 川崎市いじめ問題専門・調査委員会」では、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うための専門的な知識及び経験を有する第三者委員会でございます。本市において、いじめ重大事態が発生した場合には、教育委員会は、この「川崎市いじめ問題専門・調査委

員会」を招集し、重大事態発生時の調査を諮問し、調査結果の答申を受けることとなります。

本議案につきましては、「川崎市いじめ防止対策連絡協議会」の委員の任期が、平成31年1月31日までであることと、「川崎市いじめ問題専門・調査委員会」の委員の任期が平成31年1月18日までであることに伴いまして、それぞれの委員の委嘱又は任命について、御審議いただくものでございます。

お戻りいただき、議案書をごらんください。上段が「川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱について」、下段が「川崎市いじめ問題専門・調査委員の委嘱について」でございます。表の左側は、新たに委嘱又は任命する委員の氏名、現職を記載しており、表の右側は、現委員でございます。どちらの委員につきましても、今回、継続していただく委員でございます。

上段の「川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱について」におきまして、白丸印の方につきましては、昨年度から引き続きお願いをしている委員、黒四角印の方につきましては、今年4月の前委員の人事異動等に伴いまして、平成30年5月22日の教育委員会定例会議にて、委嘱又は任命された委員でございます。

委員の任期につきましては、「川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員」が平成31年2月1日から平成33年1月31日まで、「川崎市いじめ問題専門・調査委員」が平成31年1月19日から平成33年1月18日でございます。

資料2として、根拠条例である「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例」を添付させていただきました。後ほど、御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。何か、御質問等ございましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

また、資料等でわかりにくいところがありましたら、別の機会でもお尋ねいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの議案第55号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第55号は原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。お疲れさまでした。

(14時00分 閉会)